

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行政文書の不存在を理由として行った2件の非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和4年1月24日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の2件の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

- (1) 高松高等学校及び丸亀高等学校に関し、令和3年7月1日から9月30日までに、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料の公開請求
- (2) 坂出高等学校に関し、令和3年5月1日から8月31日までに、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料の公開請求

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に対して、条例第11条第2項の規定に基づき、いずれも行政文書が存在しないとして、令和4年1月28日付けでそれぞれ非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和4年2月5日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、併合して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件各処分の取消しの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第2項及び第3項において、労働安全衛生法に係る適用除外の条項が列挙されている。適用除外となる範囲は同法第6条から第8条まで、第66条8の4及び第92条であるから、今回の請

求に係る同法第13条自体は適用除外とならないものである。

- (2) 本件各請求において、令和3年7月1日から9月30日まで（坂出高等学校については、令和3年5月1日から8月31日まで）の間（以下「対象期間」という。）の産業医の作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料（以下「本件各請求対象文書」という。）を求めた。そして過日受領した本件各処分について不服申立てを行うものである。本件各請求対象文書について「香川県教育委員会では請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、当該文書が存在しないため」とする理由の提示及び備考欄の「高松高等学校及び丸亀高等学校は令和3年7月1日から9月30日までの期間、労働安全衛生法に基づく産業医による作業場等の巡視を行っていない」及び「坂出高等学校は令和3年5月1日から8月31日までの期間、労働安全衛生法に基づく産業医による作業場等の巡視を行っていない」とする宣言は以下のとおり不合理である。つまり、本件各処分の取消しを求めるものである。
- (3) まず、高松高等学校、丸亀高等学校及び坂出高等学校（以下「3校」という。）は他の自治体の高等学校の規模を比較するまでもなく、事業場の規模として、会計年度任用職員を含めて常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である実施機関が負うものである。なお、審査請求人は3校の正確な教職員数を把握していないので、3校において常時使用する労働者数が50人を下回る高等学校がある場合には、弁明書にその旨を記載して、産業医の作業場等の巡視を行う措置義務がないことを主張されたい。
- (4) 労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる実施機関に課されているものであり、対象期間中労働安全衛生法の措置義務の履行がなされていない状態にあった。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。対象期間の初日から末日までの間に、満3月（坂出高等学校においては満4月）が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、3校それぞれ高等学校ごとに少なくとも1件（坂出高等学校においては2件）以上の巡視結果に関わる資料があつてしかるべきである。つまり、本件各処分では、文書の特定が不十分である。
- (5) 労働安全衛生法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、とりわけ、労働安

全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、3校の事業場での教職員及び生徒の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、夏季には、熱中症対策について職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠かせない。むしろ、3校の事業場での新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。

仮に、対象期間中産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には、実施機関の3校の教職員の健康管理が損なわれ、香川県において、適正な水準の教育サービスの質が担保されていない状態にあって、最終的に被害を受けるのは香川県民である。産業医の作業場等の巡視が定期的に行われていない場合には、早期に是正が図られるべきである。よって、対象期間中作業場等の巡視を行わないことは産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場等の巡視は行われているはずである。

この点に関し、実施機関では、産業医の作業場等の巡視を行った場合には、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条第2項の規定に基づき学校長に提出された学校医執務記録簿に巡視の実施を記載する運用がなされていると予想する。現に、高松高等学校では令和3年4月15日、5月13日、6月13日及び10月7日に学校医が来校し、産業医による作業場等の巡視を実施した旨が学校長に提出された学校医執務記録簿に記録されていることを確認した。同様に、丸亀高等学校でも令和3年5月13日、6月10日及び10月15日に、並びに坂出高等学校でも令和3年9月28日及び10月18日に学校医すなわち産業医による作業場等の巡視を実施した旨がそれぞれの高等学校の学校医執務記録簿に記録されていることを確認した。したがって、対象期間中に産業医の作業場等の巡視が実施されていた場合には、当日の職務の従事に係る学校医執務記録簿が学校長に提出されており、対象文書は必ず存在するはずである。

- (6) そもそも、産業医は外部の医師であるから実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の実施日、状況又は結果」に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していることは社会通念上合理的である。

また、香川県教育委員会行政文書管理規程（平成26年香川県教育委員会訓令

第1号)第19条第1項において、「職員は、文書管理者の指示に従って、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」とされている。つまり、実施機関において、基本的に行政文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、実施機関が使用する地方公務員が実施機関を相手取り、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、実施機関の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。これは仮定の問題ではなく、これまでこうした訴訟が起これなかったから、今後未来永劫起これ得ないものではないからである。そうした行政訴訟においては、実施機関が安全配慮義務をいかに適正に果たし、かつ、国家賠償法第1条第1項の「故意又は過失によって違法に」には当たらないことを主張しなければならない。こうした場面で、労働安全衛生法の規定に基づく、産業医の作業場等の巡視を行った実施日、状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、「故意又は過失」及び「違法に」に関し、実施機関の正当性を主張することが困難である。したがって、対象期間、産業医による作業場等の巡視が行われていないから記録が作成されておらず保存されていないということは、「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」ができないものである。また、こうした訴訟の書証となり得る資料は、「処理に係る事案が軽微なもの」に該当する余地はない。

(7) 以上から、本件各請求対象文書が存在しないとする実施機関が示した本件各処分、公開しない理由欄及び備考欄の宣言は労働安全衛生法に違反している状態であり、並びに、行政文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、本件各処分を取り消し、さらに文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求めるものである。そして、文書の探索、原因究明及び実態調査を求める。

また、仮に産業医の作業場等の巡視が行われていなかった場合には、香川県情報公開審査会の答申の内容を公表することを通じて、実施機関がその事実を自ら世間に堂々と発信し、香川県民及び香川県の事業主等の世論からの評価又は批判を甘受すべきである。加えて、今後の産業医の作業場等の巡視が必要な事業場の規模である常時使用する労働者数が50人を超える実施機関が管轄する事業場において、定期的な産業医の作業場等の巡視を強く求めるものである。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 「労働安全衛生法に基づく産業医による作業場等の巡視の措置義務」に係る主張について

3校はいずれも教職員数が50人を上回っており、産業医を選任し、作業場等の巡視を実施すべき事業場に該当すると認識している。しかし、3校においては、産業医による作業場等の巡視を定期的実施しておらず、労働安全衛生規則に規定される「毎月1回（中略）少なくとも2月に1回」の頻度を満たしていない。高松高等学校及び丸亀高等学校では令和3年7月1日から9月30日まで、また、坂出高等学校では令和3年5月1日から8月31日までの間、産業医による作業場等の巡視を行っていないため、文書は存在しない。よって、文書不存在により非公開とした判断に誤りはない。

2 「香川県教育委員会行政文書管理規程に基づく香川県教育委員会における行政文書作成の措置義務」に係る主張について

3校においては、労働安全衛生法に基づく産業医による作業場等の巡視を行った場合には、学校保健安全法施行規則に基づき、学校医執務記録簿を作成し、香川県教育委員会行政文書管理規程に基づき、適正に管理している。高松高等学校及び丸亀高等学校では令和3年7月1日から9月30日まで、また、坂出高等学校では令和3年5月1日から8月31日までの間、産業医による作業場等の巡視を行っていないことは認めるが、行政文書の作成及び管理について不合理とした審査請求人の主張については否認する。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 労働安全衛生法に基づく産業医が行う作業場等の巡視について

(1) 産業医について

「産業医」とは、労働安全衛生法第13条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、労働安全衛生規則第14条第2項に規定する要件を備えた医師のうちから選任された者である。

その職務は、労働安全衛生規則第14条第1項の規定により、健康診断の実施、面接指導、作業環境の維持管理その他の労働者の健康管理等とされている。

(2) 作業場等の巡視について

産業医は、労働安全衛生規則第15条の規定により、少なくとも毎月1回、産業医が事業者から衛生管理者の巡視の結果等の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回、作業場等を巡視しなければならないとされている。

(3) 学校医との兼任について

「学校医」とは、学校保健安全法第23条の規定により学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する医師である。また、学校医が産業医を兼任することも認められる。

学校医は、その職務に従事したときは、学校保健安全法施行規則第22条第2項の規定により、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出することとなっている。

3 本件各請求対象文書の存否について

本件各請求対象文書は、産業医が行った作業場等の巡視の遂行状況、遂行日時等が確認できる文書である。

審査請求人は、3校において労働安全衛生規則第15条の規定に基づく産業医による作業場等の巡視が対象期間に行われているはずであると主張している。また、作業場等の巡視が行われていた場合、3校の産業医は学校医との兼任であったため、学校保健安全法施行規則第22条第2項の規定により学校医執務記録簿を作成しており、本件各請求対象文書が存在しているはずであると主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、3校はいずれも常時50人以上の労働者を使用する事業場に該当し、産業医を設置しており、産業医は、少なくとも毎月1回、作業場等の巡視が必要であった。また、3校においては、産業医はいずれも学校医が兼任しており、産業医としての業務に従事したときには、学校医執務記録簿にその旨を記録していることが認められた。

しかし、対象期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行事の延期、中止等により学校医は来校しておらず、巡視も行っていないため、本件各請求対象文書が存在しないとのことであった。

以上のことから、本件各請求対象文書を取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件各請求対象文書は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)